

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

令和元年5月20日提出

**令和元年5月20日報告**

藤岡市長 新 井 雅 博

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項として、下記のとおり専決処分する。

平成31年3月15日

藤岡市長 新 井 雅 博

### 記

- 1 損害賠償の額 320,617円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●●●●●  
● ● ● ●
- 3 事件の概要

平成30年11月14日（水）午後3時45分頃、福祉課職員の運転する庁用車が、藤岡市立石1490番地付近の交差点において、一時停止した後に右折しようとしたところ、反対車線の右折待ちのトラックの影から直進してきた軽乗用車に衝突し、相手車両を破損させたものである。